

総財務第 106 号
5 高大教第 24 号
令和 5 年 6 月 16 日

各都道府県公立大学法人担当部長
各市町村公立大学法人担当部長
各公立大学法人担当部局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
(公 印 省 略)

公立大学法人の中期計画における指標の設定について（通知）

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）」（以下「第 13 次一括法」という。）が、令和 5 年 6 月 16 日に公布されました。

第 13 次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）が改正され、公立大学法人について、中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加することとされました。つきましては、指標の設定に当たっては下記を参考に願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 法第 78 条の 2 の規定に基づき、公立大学法人は中期目標の期間における業務の実績に関し、評価委員会の評価を受ける必要があることから、指標は、定量的、定性的いずれでも構わないが、客観的な評価が可能な指標とすべきものであること。
2. 法第 26 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人が中期計画を作成又は変更する場合には、設立団体の長の認可を受ける必要があることから、指標の追加

に当たっては、その具体的な内容や個数等は設立団体と公立大学法人であら
かじめ十分に協議の上、設定することが望ましいこと。

3. 指標の設定に当たっては、「国立大学法人の第4期中期目標期間における中
期計画の例等」(別添)も参考にされたいこと。

別添 国立大学法人の第4期中期目標期間における中期計画の例等(令和4年
3月30日文部科学省報道発表資料より抜粋)

本件連絡先

総務省自治財政局財務調査課企画係

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

文部科学省高等教育局大学教育・入試課
公立大学係

電 話 : 03-6734-3370

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext.go.jp